

(3) 利用料金減免の改正

ア 観覧料

項目		減免率	
		現行	改正案
①	本市に所在する児童福祉施設等及び学校がその目的達成のために施設を利用するとき	100%	100% (拡大)
②	本市に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者並びにその介護者1名(「障害者等」という。)が観覧するとき	100%	100%
③	本市以外に住所を有する障害者等が観覧するとき	50%	50%
④	60歳以上の者が観覧するとき	100%	廃止
⑤	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧するとき	—	50%
⑥	本市に所在する社会教育団体(子ども会など子どもが主体となって活動する団体に限る。)がその目的達成のために施設を利用するとき	—	50%
⑦	本市に所在する学校の園児、児童若しくは生徒、保育所の幼児又は児童福祉施設若しくは児童相談所の児童が土曜日(夏休みを除く。)に観覧するとき	100%	廃止
⑧	本市以外に所在する学校の園児、児童若しくは生徒又は保育所の幼児のうち本市に住所を有する者が土曜日(夏休みを除く。)に観覧するとき	100%	廃止
⑨	本市が認める高等教育機関(大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等)に在学する留学生が観覧するとき	100%	100%
⑩	市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券又は指定管理者が提携する者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	—	割引券記載額

イ 学習室(附属設備使用料含む)

項目	現行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	100%